



『知的創造活動と知的財産』

内容の更新について

令和5年9月 独立行政法人 工業所有権情報・研修館

基礎的な内容をまとめた分かりやすい学習用資料として活用いただいていた『知的創造活動と知的財産』冊子ですが、2013年の発行から約10年が経過し、その間に本書の掲載内容に更新がありましたので、主な変更内容を取りまとめてお知らせします。

特許電子図書館 (IPDL) から、J-PlatPatへ

特許情報を検索・紹介できるサービスとして、テキストでは特許電子図書館 (IPDL) を紹介していましたが、IPDLは2015年に新サービス J-PlatPat (特許情報プラットフォーム) に移行しました。IPDLに比べて検索機能が充実したほか、インターフェースが刷新され、より検索しやすいサービスになりました。

▼ J-PlatPatへのアクセスはこちら

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>



意匠・商標の保護対象が拡大

意匠では、アプリ等の画像などの「画像の意匠」や建築物、内装が新たに保護対象となりました。

商標では、「新しいタイプの商標」として、動き商標・ホログラム商標・色彩のみからなる商標・音商標・位置商標が新たに保護対象となりました。



画像：特許庁ウェブサイト
『新しいタイプの商標の保護制度』
<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/newtype/index.html>

意匠の権利期間・著作権の保護期間の変更

意匠では、令和2年4月の出願よりその権利の存続期間が「出願日から25年経過した日まで」に変更されました。

著作権では、平成30年12月30日より、原則として著作者の死後70年間保護が存続することになりました。

テキストの記載内容との対照は、正誤表形式で取りまとめましたので、別紙をご確認ください。

<p>●9 意匠 本文「意匠 10 行目」</p> <p>「デザイン上の意匠」 「一特許に登録される意匠は、登録から25年の間保護されます。…」 令和2年4月の出願日より、意匠の権利期間は「出願から25年経過まで」に変更されました。</p>	<p>●12 コラム「特種な意匠登録」</p> <p>「デザイン上の意匠」 「(記載なし)」 「特種な意匠」として、建築物、内装の意匠も新たに保護対象となります。…」 令和2年4月の出願日より、建築物、内装の意匠が新たに保護対象となりました。</p>	<p>●14 商標 本文「商標登録を受けられるマークとは」</p> <p>「(記載なし)」 「動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標が新たに保護対象となっ…」</p>
--	---	--



『知的創造活動と知的財産』内容の更新について

基礎的な内容をまとめた分かりやすい学習用資料として活用いただいていた『知的創造活動と知的財産』冊子ですが、2013年の発行から約10年が経過し、その間に本書の掲載内容に更新がありましたので、記載内容の補足とあわせて、ここに正誤表形式で変更箇所を取りまとめます。

冊子本体とあわせて参照・活用いただき、知財学習にお役立てください。

p.9 意匠 本文（右段 10行目）

テキストの記載	現在
…特許庁に登録された意匠は、登録から <u>20年</u> の間保護されます。…	…特許庁に登録された意匠は、 <u>出願日</u> から <u>25年</u> の間保護されます。…

令和元年の意匠法改正によって、令和2年4月の出願から、意匠権の存続期間は「出願日から25年経過した日まで」に改正されました。

p.10 意匠 本文（右段 3～4行目）

テキストの記載	現在
例えば、意匠法上の「意匠」とされるためには、「 <u>物品</u> 」のデザインである必要があります。このため、 <u>不動産</u> である <u>建築物</u> や花火などは保護の対象外となっています。	例えば、意匠法上の「意匠」とされるためには、「物品」、 <u>「建築物」又は「画像」</u> のデザインである必要があります。このため、 <u>噴水</u> や花火などは保護の対象外となっています。

p.10 意匠 中段囲み「意匠法上の意匠（デザイン）」

テキストの記載	現在
1. 物品と認められるもの（ <u>建築物、花火、噴水等は×</u> ）	1. 物品、 <u>建築物又は画像</u> と認められるもの

令和元年の意匠法改正によって、令和2年4月の出願から、新たに画像を意匠と認め、物品から離れた画像それ自体も保護の対象となりました。また、建築物も意匠の対象となりました。

p.10 意匠 下段囲み「意匠の図面」

テキストの記載	現在
意匠出願の際に提出する図面には、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、側面図の6種の図をもって意匠を表します。またこれらで意匠が十分に表現できないときは、展開図、断面図、斜視図などを加えることも認められています。	<u>立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもって記載します。</u> <u>例えば、正投影図法による六面図や斜視図などを基本とし、必要に応じて、断面図や拡大図を加えます。</u>

p.11 意匠 コラム「特殊な意匠登録」

テキストの記載	現在
製品の開発途中で生じたバリエーションの意匠を保護する「関連意匠制度」	<u>1つのデザイン・コンセプトから創作された多数のバリエーションの意匠を保護する「関連意匠制度」</u>

p.14 商標 中段囲み「商標法上の商標」

テキストの記載	現在
1. <u>文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合</u>	1. <u>文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音など</u>

平成 26 年の商標法改正によって、平成 27 年 4 月から、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標が新たに対象となりました。

p.15 商標 下段囲み「地域団体商標」

テキストの記載	現在
現在、約 <u>500 件</u> が登録されています。	現在、約 <u>750 件</u> が登録されています。

令和 5 年 5 月末時点で、有効な登録件数が 755 件、累計の登録件数は 774 件になっています。

p.17 著作権 本文（右段 下から 3 行目）

テキストの記載	現在
…著作者の死後 <u>50 年間</u> 権利が保護される…	…著作者の死後 <u>70 年間</u> 権利が保護される…

p.18 著作権 「産業財産権との相違」囲み

テキストの記載	現在
2. 権利が発生すれば保護され、原則として著作者の死後も <u>50 年間</u> 保護が存続します。	2. 権利が発生すれば保護され、原則として著作者の死後も <u>70 年間</u> 保護が存続します。

平成 28 年の著作権法改正によって、平成 30 年 12 月から、保護期間が 70 年に延長されました。

以上